

障害者福祉システム等標準化検討会
合同ワーキングチーム（第1回）
令和3年5月14日 資料3-2

障害者福祉システム標準仕様書（案） に関する意見照会の実施について

令和3年6月7日

1 ご意見の記入・提出に係る必読事項

事務連絡に記載している<ご留意いただきたい事項>をご確認ください。

- ## 2
- (1) 標準仕様書（案）の構成、各資料の位置づけ及び参照の観点
 - (2) 標準仕様における記載粒度
 - (3) 標準仕様（機能・帳票要件）作成時の観点

当資料をご確認ください。

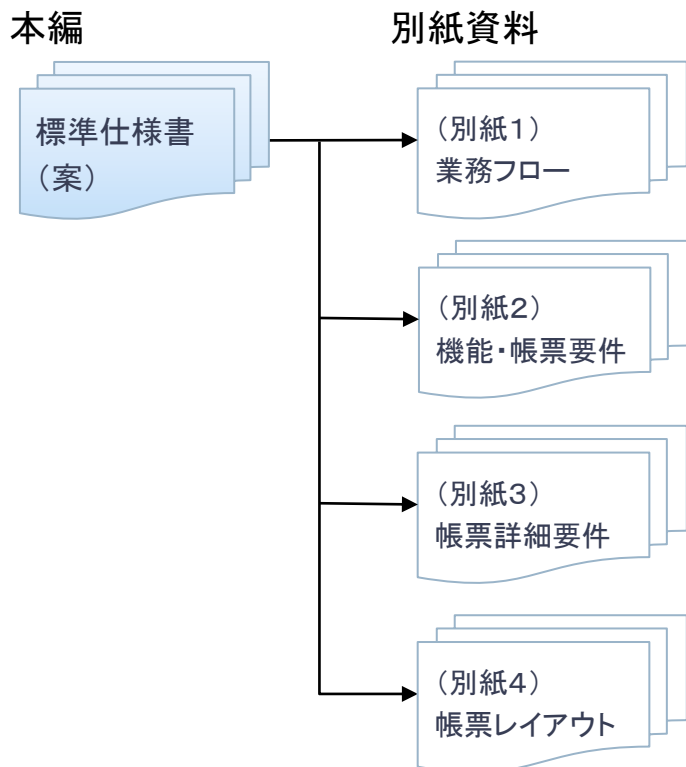
- ## 3
- ・ 標準化の背景や目的
 - ・ 標準化の対象（対象自治体、対象業務、対象項目）
 - ・ 標準準拠の考え方（実装必須、実装不可、実装オプション）
 - ・ 機能要件の考え方（管理項目の定義、「等」の表記の意味、一覧機能、EUC機能等）
 - ・ 帳票要件、データ要件、連携要件の留意事項
 - ・ 障害者福祉特有の要件（システムの調達要件、障害者福祉用世帯の管理）

標準仕様書（案）の本編をご確認ください。

(1)標準仕様書(案)の構成、各資料の位置づけ及び参照の観点

- 標準仕様書(案)は、各構成資料の見やすさ、メンテナンス、調達仕様書としての二次利用等を考慮し、本編と別紙資料に分けての構成としている。
- 意見の記入にあたっては、以下に記載の各資料の位置づけ及び参照の観点を確認すること。

【標準仕様書(案)の構成】



※データ要件(明確な管理項目・データ型・桁数等及びコード内容等)、連携要件(明確な連携項目・データ型・桁数等及びコード内容等)は、内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室にて令和3年度中にとりまとめを行う予定であるため、意見照会対象としていない。

No	資料名	資料の位置づけ及び参照の観点
1	標準仕様書(案)	標準化に関する背景や目的のほか、標準仕様書の位置づけや基本的な考え方を整理した資料となっている。 意見を記入いただく際の前提資料として参照していただきたい。
2	(別紙1) 業務フロー	業務運用をイメージできるものとして定義している。機能・帳票要件をご確認いただく際に、標準的な運用モデルとして参考にさせていただきたい。
3	(別紙2) 機能・帳票要件	「〇〇できること」といった要件のほか、帳票出力、集計、連携等で必要とする管理項目も定義している。 標準として必要な機能及び管理項目となっているか確認していただきたい。
4	(別紙3) 帳票詳細要件	機能・帳票要件にて、実装必須または実装オプションとした帳票について、印字項目を定義している。また、可能な限り印字編集仕様も記載するようにしている。 標準として必要な印字項目となっているか確認していただきたい。
5	(別紙4) 帳票レイアウト	機能・帳票要件にて、実装必須または実装オプションとした帳票について、参考様式として定義している。帳票詳細要件を確認する際に参考にさせていただきたい。

No1、2への意見は「【回答票】その他」、No3への意見は「【回答票】機能・帳票要件」、No4、5の意見へは「【回答票】帳票詳細要件」に記載してください。

(2) 標準仕様における記載粒度

- 標準仕様書(案)の作成にあたり、機能・帳票要件等の記載方針は以下を前提としている。標準仕様書(案)を確認するにあたり、ご注意ください。

No	観点	標準仕様の記載方針
1	法令等に記載がある要件	要件として詳細に定めることはせず、該当する法令、事務連絡、様式等に準拠することとしている。 また、障害福祉サービス関連の事務処理要領や利用者負担認定の手引き、障害者総合支援給付審査支払等システムのインタフェース仕様書（以下、「国保連システムI/F仕様書」という。）等に記載があるものも同様の取扱いとしている。
2	事務運用にて利用頻度が極めて低い要件	内部利用の一覧帳票や独自集計等の機能、障害福祉サービス関連の特例介護給付費（支給決定前はやむを得ないサービス利用）、実運用上で利用頻度が極めて低い機能や代替手段にて運用が可能な機能については、原則、EUC機能の利用もしくは実装不可としている。
3	人口規模による利用有無等の差異がある要件	指定都市要件、中核市要件、一括処理、自動付番等の概ね大規模自治体が必要とする機能で、中小規模の自治体では必要性が低い機能については、原則、実装オプションとしている。

(3) 標準仕様(機能・帳票要件)作成時の観点(障害者福祉共通)

- 障害者福祉システム全体に係る共通的な要件について、各事業の要件として個々に定めるのではなく、障害者福祉共通として次の要件を定義している。

共通機能	共通要件(例)
他システム連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基幹系その他システム(住民記録情報、地方税情報、副本登録等)との連携 ・ 異動情報を元にした異動リストの作成 ※国保連合会や都道府県等の他機関システムとの連携は各事業で定義
マスタ管理 (パラメタ管理)	コードマスタ、金融機関マスタ、電子公印、市区町村長名、職務代理人、通知書問い合わせ先、不服申し立て先(知事等)等
データ管理	住登外管理、個人番号管理、DV管理、障害者福祉用世帯管理、障害者福祉独自税項目管理、送付先管理、口座管理、帳票出力管理等
台帳管理	対象者検索、サービス受給状況・3手帳照会、個人番号の確認、メモ情報管理、ファイル関連付け管理等
一覧管理	EUC機能、住記・3手帳情報付加表示、宛名シール・宛名印刷、DV・文字溢れ・未登録外字者の気づける仕組み等
帳票出力	宛名部分の印字要件(カスタマバーコードを含む)、文書番号、プレビュー表示、PDF保存、帳票再出力等

※帳票は、「宛名シール」、「宛名印刷」を障害者福祉共通の要件とし、帳票詳細要件及び帳票レイアウトを定義している。

標準仕様(機能・帳票要件)作成時の観点(手帳関連)

- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の各要件について、以下の観点で標準仕様を定めている。

No	各機能	標準仕様作成時の観点
1	申請管理機能	申請・届出情報を登録し、都道府県等へ進達するまでを管理する機能を要件として定義した。
2	進達管理機能	都道府県等への進達を管理する機能を要件として定義した。
3	台帳管理機能	都道府県等からの判定結果を登録し管理する機能を要件として定義した。進達のための自治体を考慮した結果、実装オプションの要件が多くなっている。
4	一覧管理機能	申請、台帳登録した情報を元に、進達者、交付者、再認定（再判定・更新対象）者を一覧管理する機能を要件として定義した。汎用一覧・集計で利用するEUC機能に求める条件についても定義した。
5	集計表作成機能	福祉行政報告例は様式どおりの出力を実装必須とすること、また他の独自集計をEUC機能で対応する際の条件を定義した。
6	他システム連携機能	手帳情報の外部提供、都道府県への進達情報ファイルの作成、都道府県からの審査・判定結果情報ファイルの取り込みに関する機能を要件として定義した。
7	帳票出力機能	標準とする帳票を要件として定義した。都道府県により様式が異なる進達リストについても標準として定義している。
8	マスタ管理機能	台帳管理する上で必要となる情報（医療機関マスタ等）について、要件を定義した。

標準仕様(機能・帳票要件)作成時の観点(手当関連)

- 国制度手当(特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当)、特別児童扶養手当の各要件については、以下に記載の留意点を基本として検討し、取りまとめている。

No	各機能	標準仕様作成時の観点
1	台帳管理機能	申請・届出情報、所得判定や支給決定情報を登録し、資格情報を管理する機能となる。管理すべき項目、登録方法等について定義した。
2	進達管理機能	都道府県等への進達を管理する機能となる。管理すべき項目、登録方法等について定義した。
3	一覧管理機能	診断書再提出者、年度更新対象者、所得状況届未提出者、年齢到達者を一覧表示する機能となる。汎用一覧・集計としてのEUC機能に求める条件についても定義した。
4	支払管理機能	定例払い、随時払い等の支払処理を行う機能となる。過誤が発生した場合の調整機能を加味した上で、必要な要件を定義した。
5	集計表作成機能	福祉行政報告例は様式どおりの出力を実装必須とすること、また他の独自集計をEUC機能で対応する際の条件を定義した。
6	帳票出力機能	標準とする帳票を要件として定義した。自治体により様式が大きく異なる現況届についても標準として定義した。
7	マスタ管理機能	所得判定や支払いに係るマスタについて、台帳管理及び支払管理する上で必要となる情報について定義した。

※ 国制度手当について、権限移譲されていない町村は進達に係る業務のみ。

特別児童扶養手当について、中核市以下もしくは権限移譲されていない市区町村は進達に係る業務のみ。

標準仕様(機能・帳票要件)作成時の観点(障害福祉サービス関連:受給者)

- 障害福祉サービス等(受給者管理)の各要件については、以下に記載の留意点を基本として検討し、取りまとめている。

No	各機能	標準仕様作成時の観点
1	受給者台帳管理機能	申請情報、利用者負担額情報や支給決定情報を登録し、資格情報を管理する機能であり、管理すべき項目、登録方法等について定義した。 <u>管理項目について、受給者異動連絡票、受給者証印字項目の管理は必須とすることを前提とし、管理項目を列挙していない。</u> そのため、サービス種類毎のサービス内容、決定支給量等の詳細内容等は事務処理要領、国保連システムI/F仕様書に準拠することとするため省略した。 また、障害支援区分判定処理は判定ソフトを用いた運用を標準化対象範囲としているため、受給者台帳管理機能では判定ソフトとの連携に必要な機能のみ定義した。
2	一覧管理機能	受給者情報(人別/サービス種類別)や18歳到達者等を一覧表示する機能となる。汎用一覧・集計としてのEUC機能に求める条件についても定義した。
3	国保連合会との連携機能	受給者異動連絡票作成等(高額世帯含む)の国保連合会とのデータ連携機能となる。国保連合会との連携機能は国保連システムI/F仕様書により、ほぼ全国的に標準化されているが国保連システムI/F仕様書に沿う前提で要件を定義した。
4	事業者管理	受給者証等に印字する事業者情報に求める要件を定義した。
5	帳票出力	標準とする帳票を要件として定義した。
6	統計管理機能	障害福祉サービス等には福祉行政報告例はないが、国への報告用集計として必要な要件を定義した。また他の独自集計をEUC機能で対応できることを標準とする場合の必須条件を定義した。(給付実績に関する統計も本項に含めた。)

標準仕様(機能・帳票要件)作成時の観点(障害福祉サービス関連:給付)

- 障害福祉サービス等(給付管理)の各要件については、以下に記載の留意点を基本として検討し、取りまとめている。

No	各機能	標準仕様作成時の観点		
1	契約管理機能	契約内容報告書の管理は国保連合会システムより提供される一次審査結果資料情報を活用する前提で要件を定義した。		
2	市町村審査機能	平成30年4月から改正障害者総合支援法等において、国保連合会に審査を委託することが可能となったことにより、市町村二次審査では国保連合会一次審査にて「警告(重度)」「警告」となったものに対してのみ審査を行うこととなったため、それを踏まえて機能範囲を定義した。		
3	高額障害福祉サービス費管理機能	<p>既存高額(第四十三条の五第一項)、新高額(第四十三条の五第六項)ともに自庁処理、国保連への委託処理の2パターンの運用がある。そのため、委託可能な機能は自庁処理機能・委託処理機能を併記した上で、どちらも実装オプションとしており、市町村にて処理しなければならないものは実装必須と定義した。</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>【委託可能なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高額障害福祉サービス費算定処理 ・ お知らせ通知発行 ・ 決定通知発行 ・ 支払い支援 </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>【市町村が実施するもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 算定対象世帯把握 ・ 申請受理事務 ・ 決定事務 </td> </tr> </table>	<p>【委託可能なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高額障害福祉サービス費算定処理 ・ お知らせ通知発行 ・ 決定通知発行 ・ 支払い支援 	<p>【市町村が実施するもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 算定対象世帯把握 ・ 申請受理事務 ・ 決定事務
<p>【委託可能なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高額障害福祉サービス費算定処理 ・ お知らせ通知発行 ・ 決定通知発行 ・ 支払い支援 	<p>【市町村が実施するもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 算定対象世帯把握 ・ 申請受理事務 ・ 決定事務 			
4	支給実績管理機能	過誤申立関連、及び支給実績に関する個人単位の照会、一覧形式での照会機能等について、必要となる要件を定義した。		
5	報酬単価サービスコード管理機能	報酬単価サービスコードの管理に関して必要となる要件を定義した。		
6	国保連合会との連携機能	一次審査結果資料情報や二次審査結果情報、高額障害福祉サービス費委託に関する国保連合会とのデータ連携機能となる。国保連合会との連携機能はI/F仕様書により、ほぼ全国的に標準化されているがI/F仕様書に沿う前提で要件を定義した。		
7	帳票出力機能	標準とする帳票を要件として定義した。		

標準仕様(機能・帳票要件)作成時の観点(障害福祉サービス関連:補装具)

○ 補装具の各要件については、以下に記載の留意点を基本として検討し、取りまとめている。

No	各機能	標準仕様作成時の観点
1	台帳管理機能	申請情報、所得判定や補装具毎の支給決定情報を登録する機能となる。管理すべき項目、登録方法等について定義した。
2	一覧管理機能	補装具の申請、決定情報を一覧表示する機能となる。汎用一覧・集計としてのEUC機能に求める条件についても定義した。
3	マスタ管理機能	取扱い補装具の種目や補装具業者の管理に関して必要となる情報について定義した。
4	集計表作成機能	福祉行政報告例は様式どおりの出力を実装必須とすること、また他の独自集計をEUC機能で対応する際の条件を定義した。
5	帳票出力機能	標準とする帳票を要件として定義した。自治体により様式が大きく異なる判定依頼書や調査書についても標準として定義した。

標準仕様(機能・帳票要件)作成時の観点(自立支援医療関連)

- 自立支援医療(更生医療、育成医療、精神通院医療)の各要件については、以下に記載の留意点を基本として検討し、取りまとめている。

No	各機能	標準仕様作成時の観点
1	受給者台帳管理機能	申請・届出情報、所得判定や医療・保険情報を登録し、資格情報を管理する機能となる。管理すべき項目、登録方法等について定義した。
2	一覧管理機能	更新対象者、年齢到達者を一覧表示する機能となる。汎用一覧・集計としてのEUC機能に求める条件についても定義した。
3	公費負担医療管理機能	国保、後期、社保、生保の各公費負担医療情報を登録し管理する機能となる。ファイルからの一括登録についても定義した。
4	帳票出力機能	標準とする帳票を要件として定義した。自治体により様式が大きく異なる判定依頼書や調査書についても標準として定義した。
5	統計管理機能	福祉行政報告例は様式どおりの出力を実装必須とすること、また他の独自集計をEUC機能で対応する際の条件を定義した
6	マスタ管理機能	医療機関情報や保険者情報等に係るマスタについて、台帳管理する上で必要となる情報について定義した。

※ 自立支援医療(精神通院医療)について、中核市以下もしくは権限移譲されていない市区町村は進達に係る業務のみ。